

児童手当等の同居優先（児童と同居の親が優先）制度について

父母が離婚協議中（離婚している場合を含む）のために別居していて、生計を同じくしていないときは、子どもと同居している親に優先して手当が支給されます（同居優先制度）。

この制度の適用を受けるためには、申請が必要です。離婚協議中の場合、今後要件が揃うようでしたら「児童手当等の受給資格に係る申立書（同居優先）」にご記入のうえ、必要な添付書類を添えて新規認定請求を行ってください。

■ 同居優先制度とは

父母が別居等で生計を同じくしない場合に、子どもの生計を維持する程度にかかわらず、子どもと同居している者を支給要件を満たす者として認定する制度

■ 同居優先制度の要件

同居優先制度で児童手当受給者の切替えを行う場合、次の2つの要件を、どちらも満たしている必要があります。

- ① 配偶者と住民票上別居または世帯分離となっていること。
※ 住民票上の住所地を変更できないやむを得ない理由があり、居住実態に係る状況を証明する資料等を提出できる場合は、事実上の別居でも要件を満たします。
- ② 「配偶者に離婚の意思が表明されていることが客観的に確認できる書類」（次のうち、いずれか一つ）を提出できること。
 - ☐ 離婚協議申入れに係る内容証明郵便の謄本
 - ☐ 調停期日呼び出し状の写し（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
 - ☐ 家庭裁判所における事件係属証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
 - ☐ 調停不成立証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
 - ☐ 公的機関から発行された書類で、相手方に離婚の意思が表明されていることが客観的に確認できるもの（離婚裁判に係る控訴状の副本など）
 - ☐ 弁護士などの第三者により作成された書類で、相手方に離婚の意思が表明されていることが客観的に確認できるもの（弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況報告書など）
※ 既存の書類のほか、児童手当の同居優先制度の利用のために作成いただいた書類でも大丈夫です。その場合は、誰と誰が離婚協議を行っていて、相手方に離婚の意思が表明されている段階であることが分かるように作成くださるようお願いします。
 - ☐ 配偶者と離婚協議中である旨の申立書（申請者・配偶者双方の本人確認書類が必要）など

※ 離婚前提の別居で、同居優先制度を利用せず受給者を切り替えた場合、配偶者所得が所得制限等限度額以上であるときは、配偶者への受給者の切替えをお願いする場合があります。

【問い合わせ先】

小田原市 子育て政策課 手当・医療係
電話 0465-33-1453（直通）